## 新潟県条例第34号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 改 正 後
 改 正 前

(勤続期間の計算)

第8条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職 期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員 (国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号) 第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職 員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続い て職員となったときにおけるその者の職員以外の 地方公務員等としての引き続いた在職期間を含む ものとする。この場合において、その者の職員以 外の地方公務員等としての引き続いた在職期間に ついては、前各項の規定を準用して計算するほか、 次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方 公務員等としての引き続いた在職期間として計算 するものとする。ただし、退職により、この条例 の規定による退職手当に相当する給与の支給を受 けているときは、当該給与の計算の基礎となった 在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職 期間がその者が在職した他の地方公共団体、国若 しくは特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平 成11年法律第103号) 第2条第2項に規定する特 定独立行政法人をいう。)の退職手当に関する規定 又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第2項に規定す る特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退 職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51 条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)にお いて明確に定められていない場合においては、当 該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額 で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端 数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相 当する月数)は、その者の職員としての引き続い た在職期間には含まないものとする。

(1) (略)

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人 (以下「地方公共団体等」という。)で、退職手 当に関する規程又は退職手当の支給の基準にお いて、当該地方公共団体等以外の地方公共団体 若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一 般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8 条第3項に規定する一般地方独立行政法人をい う。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国 (勤続期間の計算)

第8条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職 期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員 (国家公務員退職手当法 (昭和28年法律第182号) 第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職 員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続い て職員となったときにおけるその者の職員以外の 地方公務員等としての引き続いた在職期間を含む ものとする。この場合において、その者の職員以 外の地方公務員等としての引き続いた在職期間に ついては、前各項の規定を準用して計算するほか、 次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方 公務員等としての引き続いた在職期間として計算 するものとする。ただし、退職により、この条例 の規定による退職手当に相当する給与の支給を受 けているときは、当該給与の計算の基礎となつた 在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職 期間がその者が在職した他の地方公共団体、国若 しくは特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平 成11年法律第103号) 第2条第2項に規定する特 定独立行政法人をいう。)の退職手当に関する規定 又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第2項に規定す る特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退 職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51 条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)にお いて明確に定められていない場合においては、当 該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額 で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端 数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相 当する月数)は、その者の職員としての引き続い た在職期間には含まないものとする。

(1) (略)

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人 (以下「地方公共団体等」という。)で、退職手 当に関する規程又は退職手当の支給の基準にお いて、当該地方公共団体等以外の地方公共団体 若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一 般地方独立行政法人(地方独立行政法人法<u>第55</u> 条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以 下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務

家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定す る公庫等又は法令により同項に規定する公庫等 職員とみなして同条の規定が適用される者を使 用する法人をいう。以下同じ。)(以下「一般地 方独立行政法人等」という。)に使用される者(役 員及び常時勤務に服することを要しない者を除 く。以下「一般地方独立行政法人等職員」とい う。)が、任命権者又は一般地方独立行政法人等 の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引 き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた 場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団 体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は 一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間 を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期 間に通算することを定めているものの公務員(以 下「特定地方公務員」という。)が、任命権者の 要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人 又は地方公社で、退職手当(これに相当する給 与を含む。以下この項において同じ。)に関する 規程において、地方公務員又は他の一般地方独 立行政法人等職員が、任命権者又は一般地方独 立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給さ れないで、引き続いて当該一般地方独立行政法 人又は地方公社に使用される者となつた場合に、 地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職 員としての勤務期間を当該一般地方独立行政法 人又は地方公社に使用される者としての勤務期 間に通算することを定めているものに使用され る者(役員及び常時勤務に服することを要しな い者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立 行政法人職員」又は「特定地方公社職員」とい う。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一 般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員 として在職した後引き続いて再び特定地方公務 員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外 の地方公務員として在職した後更に引き続いて 職員となつた場合においては、先の職員以外の 地方公務員としての引き続いた在職期間の始期 から後の職員以外の地方公務員としての引き続 いた在職期間の終期までの期間

 $(3) \sim (7)$  (略)

 $6 \sim 9$  (略)

員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫 等又は法令により同項に規定する公庫等職員と みなして同条の規定が適用される者を使用する 法人をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立 行政法人等」という。)に使用される者(役員及 び常時勤務に服することを要しない者を除く。 以下「一般地方独立行政法人等職員」という。) が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要 請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続 いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合 に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若 しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般 地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当 該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に 通算することを定めているものの公務員(以下 「特定地方公務員」という。)が、任命権者の要 請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又 は地方公社で、退職手当(これに相当する給与 を含む。以下この項において同じ。)に関する規 程において、地方公務員又は他の一般地方独立 行政法人等職員が、任命権者又は一般地方独立 行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給され ないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人 又は地方公社に使用される者となつた場合に、 地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職 員としての勤務期間を当該一般地方独立行政法 人又は地方公社に使用される者としての勤務期 間に通算することを定めているものに使用され る者(役員及び常時勤務に服することを要しな い者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立 行政法人職員」又は「特定地方公社職員」とい う。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一 般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員 として在職した後引き続いて再び特定地方公務 員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外 の地方公務員として在職した後更に引き続いて 職員となつた場合においては、先の職員以外の 地方公務員としての引き続いた在職期間の始期 から後の職員以外の地方公務員としての引き続 いた在職期間の終期までの期間

 $(3) \sim (7)$  (略)

 $6 \sim 9$  (略)

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表 (第2条関係)	別表(第2条関係)
(1)~(6) (略)	$(1) \sim (6) \qquad (略)$
(7) 農林水産部関係	(7) 農林水産部関係

	事	務		市町村
(略)				
6 野	菜生産出荷罗	安定法(昭	和41年法	(略)
律第	103号。以下ご	この項におり	ハて「法」	
とい	う。)に基づく	く事務のう	ち、次に	
掲げ	るもの(21)	以上の市町	村の区域	
に係	るものを除く	(。)		
(1)	(略)			
(2)	法第8条第1	1項の規定	による計	
画	の樹立			
(3)	(略)			
(4)	法第8条第6	5項(法第	9条第2	
項	において準月	用する場合	を含む。)	
の	規定による記	十画の概要の	の公表 <u>等</u>	
(5)	(略)			
(略)		•		
(8) (H	各)	•	•	

## (8) (略)

(9) 土木部関係

事務	市町村
(略)	
5の2 宅地造成等規制法(昭和36年	(略)
法律第191号。以下この項において	
「法」という。)に基づく事務のうち、	
次に掲げるもの	
(1) (略)	
(2) 法第3条第3項の規定による宅	
地造成工事規制区域の公示及び通	
知	
$(3) \sim (27)$ (略)	
(略)	

事務	市町村
(略)	
6 野菜生産出荷安定法(昭和41年	法 (略)
律第103号。以下この項において「沒	去」
という。)に基づく事務のうち、次	:に
掲げるもの(2以上の市町村の区	域
に係るものを除く。)	
(1) (略)	
(2) 法第8条第1項の規定による	計
画の樹立 <u>等</u>	
(3) (略)	
(4) 法第8条第6項(法第9条第	2
項において準用する場合を含む	·。)
の規定による計画の概要の公表	
(5) (略)	
(略)	

## (8) (略)

(9) 土木部関係

事務	市町村
(略)	
5の2 宅地造成等規制法(昭和36年	(略)
法律第191号。以下この項において	
「法」という。)に基づく事務のうち、	
次に掲げるもの	
(1) (略)	
(2) 法第3条第3項の規定による宅	
地造成工事規制区域の公示 <u>、報告</u>	
及び通知	
$(3) \sim (27)$ (略)	
(略)	

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。